

給与制度のアップデート 措置内容 ① 俸給

係員級：新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
 - ✓ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
 - ✓ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
 - ✓ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
 - ✓ 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

【行政職俸給表(一)の初任給】

	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
改定前	200,700円	196,200円	166,600円
改定後	230,000円	220,000円	188,000円
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21,400円 (+12.8%)
本府省勤務の場合	284,800円	271,200円	232,800円

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

係長級～本府省課長補佐級：俸給の最低水準の引上げ等

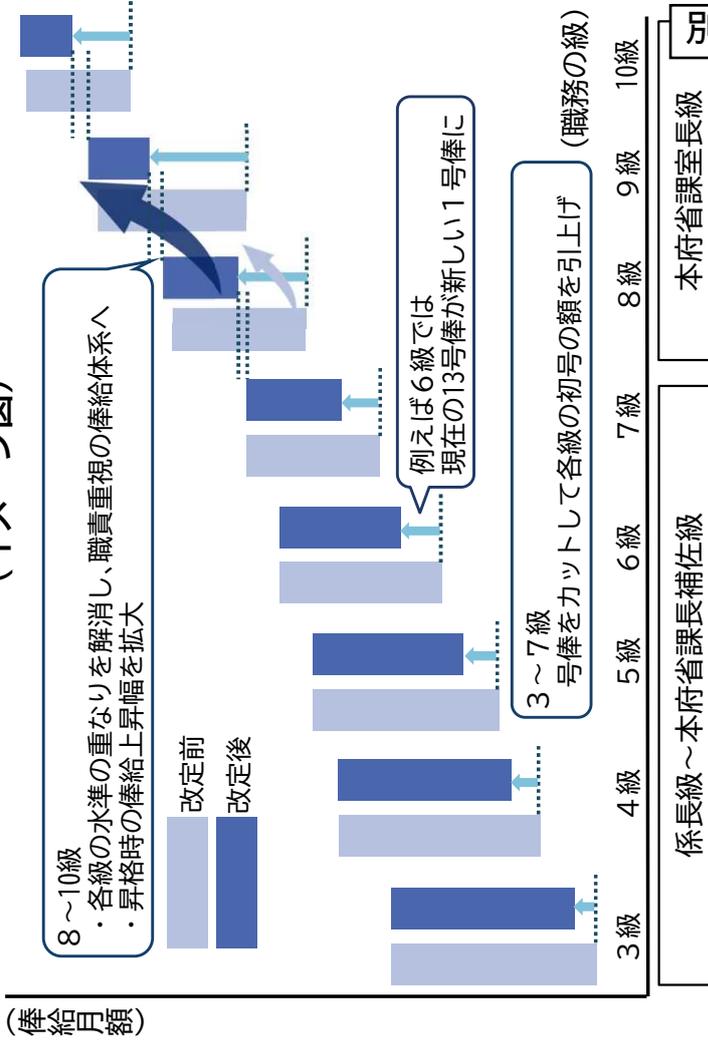
- 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ(最大3.5万円)
 - ✓ 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

本府省課室長級：職責重視の俸給体系への見直し

- 各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消
 - ✓ より職責を重視した俸給体系となるよう大幅見直し
- 昇格時の俸給上昇幅(最大5万円の上昇)拡大
 - ✓ 昇格により給与が大きく上昇する仕組みに
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる給与上昇を確保

※行政職(一)、専門行政職、税務職、公安職(一)(二)、教育職(一)、研究職、医療職(一)に導入

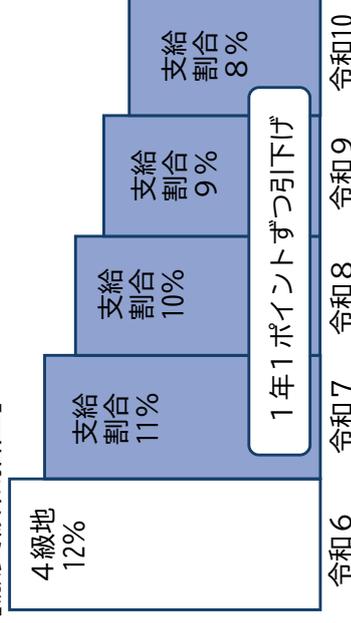
【係長級～本府省課室長級の俸給水準(行政職俸給表(一))] (イメージ図)



地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋
4級地	12%	神戸市
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市

【見直し後】

16都府県
+79市

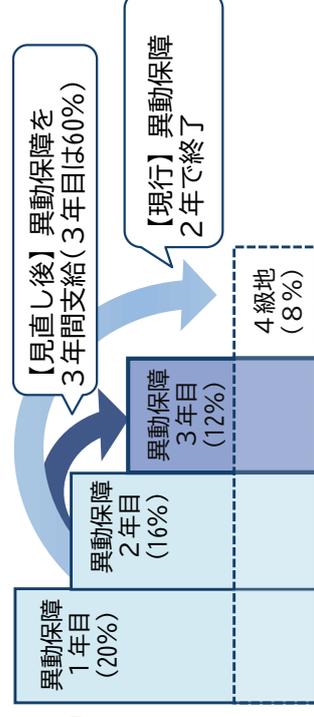
級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定)	支給地域の例 (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、静岡県、兵庫県、滋賀県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市

異動保障の延長

【令和7年4月以降の異動者に適用】

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%
→ 4級地8%に異動



見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1 級地 (20%)		東京都：特別区
2 級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市の、川崎市、藤沢市の、厚木市の、大田市の、吹田市の
3 級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市の、守谷市の 埼玉県：さいたま市の、志木市の、和光市の 千葉県：千葉市の、成田市の、袖ヶ浦市の、印西市の 愛知県：名古屋市の、刈谷市の、豊田市の、豊明市の 兵庫県：西宮市の、芦屋市の、宝塚市の
4 級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市の、多賀城市の 茨城県：水戸市の、日立市の、土浦市の、龍ヶ崎市の、牛久市の 埼玉県：川越市の、東松山市の、上尾市の、朝霞市の、坂戸市の 千葉県：市川市の、船橋市の、松戸市の、佐倉市の、柏市の、市原市の、富津市の、浦安市の 静岡県：静岡市の 三重県：四日市市の、鈴鹿市の 滋賀県：大津市の、草津市の、栗東市の 兵庫県：神戸市の、尼崎市の、明石市の、伊丹市の、川西市の、三田市の 奈良県：奈良市の、大和郡山市の、天理市の 広島県：広島市の 福岡県：福岡市の、春日市の、福津市の
5 級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市の 群馬県：前橋市の、高崎市の、太田市の 富山県：富山市の 石川県：金沢市の 山梨県：甲府市の 長野県：長野市の、松本市の、塩尻市の 岐阜県：岐阜市の 和歌山県：和歌山市の、橋本市の 岡山県：岡山市の、倉敷市の 香川県：高松市の

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

扶養手当の見直し

- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
 - ✓ 配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化に対応
 - ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

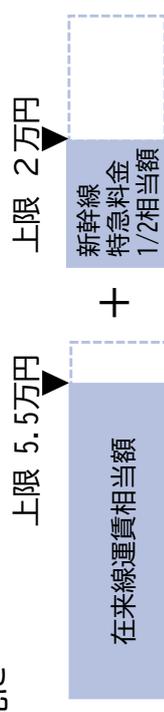
扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一) 7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(一) 8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
 - ✓ 支給限度額を15万円に引上げ
 - ✓ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
 - ✓ 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
 - ✓ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に

【現行】



【見直し後】

在来線運賃相当額 + 新幹線特急料金相当額
上限 15万円

管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
 - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職員、専門スタッフ職職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
 - ✓ 地域手当の異動保障等
 - ✓ 研究員調整手当
 - ✓ 住居手当
 - ✓ 特地利務手当(準ずる手当含む)
 - ✓ 寒冷地手当

[地域手当の異動保障、特地利務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の異動者に適用]

- 各手当の支給額は一般の職員と同様

給与制度のアップデート 措置内容 ④ボーナス

勤勉手当の成績率の上限引上げ等

- 本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後
「特に優秀」区分の成績率上限	平均支給月数の2倍 2.05 (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 3.15 (平均支給月数1.05)
上位の成績区分の人員分布率	特に優秀：5%以上 優秀：25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせて30%以上(うち「特に優秀」を5%以上)※

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

特定任期付職員のボーナス拡充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
 - ✓ 特定任期付職員業績手当を廃止
 - ✓ 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
 - ✓ 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準

【現行】

成績優秀者のみに俸給月額1月分支給

業績手当	廃止	勤勉手当	勤め手当
期末手当	期末・勤勉手当を支給	期末手当	俸給
俸給		俸給	

【見直し後】

見直し前の期末手当と業績手当の合計より高い水準が可能

勤め手当	勤め手当	勤め手当
期末手当	期末手当	俸給
俸給		

(成績標準の場合)

(成績優秀の場合)